

北海道宗谷海区 区画漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
稚海区第1号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8、点9及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 坂ノ下から270度00分 800メートルの点 基点第2号 稚内灯台(北緯 45度26分58. 23秒 東経 141度38分42. 57秒) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 15(北海道水産林務部三角点 水D 10～)から162度14分00秒 190メートルの点 点1 基点第1号から270度00分 1, 500メートルの点 点2 基点第1号から312度00分 3, 900メートルの点 点3 基点第2号から220度30分 3, 600メートルの点 点4 基点第2号から286度30分 1, 500メートルの点 点5 基点第2号から326度00分 1, 500メートルの点 点6 基点第2号から 0度00分 1, 500メートルの点 点7 基点第2号から33度00分 1, 500メートルの点 点8 基点第3号から20度30分 2, 200メートルの点 点9 基点第3号から101度00分 1, 500メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く)	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
稚海区第2号	稚内漁業協同組合	稚内市地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び基点第3号の各点をそれぞれ結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 稚内港北防波堤灯台(北緯 45度24分54. 21秒 東経141度41分46. 96秒)から157度31分20秒 2, 240. 32メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(国土地理院三角点 声間～) 基点第3号 国土地理院三角点 声間東端から330度11分54. 47秒 176. 26メートルの点 点1 基点第1号から0度00分 1, 200メートルの点 点2 点1から40度00分 530メートルの点 点3 基点第2号から260度00分 1, 550メートルの点 点4 基点第2号から317度00分 1, 550メートルの点 点5 基点第2号から0度00分 1, 550メートルの点 点6 基点第2号から30度00分 1, 550メートルの点 点7 基点第2号から75度00分 1, 600メートルの点 点8 基点第3号から297度00分 2, 100メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	稚内市(大字宗谷村及び宗谷岬を除く)	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
稚海区第3号	宗谷漁業協同組合	稚内市地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 点1 北緯45度29分09. 5秒 東経141度47分47. 6秒 点2 北緯45度29分50. 5秒 東経141度48分44. 6秒 点3 北緯45度29分13. 9秒 東経141度49分26. 9秒 点4 北緯45度29分00. 1秒 東経141度49分29. 0秒 点5 北緯45度28分31. 9秒 東経141度48分59. 9秒 点6 北緯45度28分34. 3秒 東経141度48分44. 3秒 点7 北緯45度28分36. 7秒 東経141度48分28. 6秒		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	稚内市大字宗谷村及び宗谷岬	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
猿海区第1号	猿払村漁業協同組合	宗谷郡猿払村地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 稚内市と猿払村の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から51度36分51秒 3、527.4メートルの点 点2 点1から50度00分 2、994メートルの点 点3 点2から128度30分 2、200メートルの点 点4 点1から128度30分 2、200メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	猿払村	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
猿海区第2号	猿払村漁業協同組合	宗谷郡猿払村地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 猿払村と浜頓別町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から47度30分 2、800メートルの点 点2 点1から321度30分 7、400メートルの点 点3 点2から47度30分 8、300メートルの点 点4 点3から141度30分 3、700メートルの点 点5 点4から47度30分 3、800メートルの点 点6 基点第1号から47度30分 14、900メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	猿払村	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
浜頓海区第1号	頓別漁業協同組合	枝幸郡浜頓別町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 浜頓別町と枝幸町の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から39度17分20秒 2、010メートルの点 点2 点1から315度00分 4、000メートルの点 点3 点4から315度00分 4、000メートルの点 点4 点1から45度00分 6、500メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	浜頓別町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
枝海区第1号	枝幸漁業協同組合	枝幸郡枝幸町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院図等三角点 臼太郎 点1 基点第1号から48度27分58秒 4、474メートルの点 点2 点1から60度00分 1、630メートルの点 点3 点2から148度00分 1、870メートルの点 点4 点3から240度00分 1、630メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	枝幸町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
枝海区第2号	枝幸漁業協同組合	枝幸郡枝幸町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 幌別 点1 基点第1号から 48度40分44.66秒 4、044.69メートルの点 点2 点1から58度53分31.7秒 3、704.00メートルの点 点3 点2から148度33分56.7秒 5、017.11メートルの点 点4 点3から238度1分35.1秒 3、704.00メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	枝幸町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
枝海区第3号	枝幸漁業協同組合	枝幸郡枝幸町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 辺世床 点1 基点第1号から 3度00分37.0秒 7、364.48メートルの点 点2 点1から56度33分 0.7秒 4、843.82メートルの点 点3 点2から146度29分 7.0秒 8、735.87メートルの点 点4 点3から230度41分32.0秒 5、000.40メートルの点		第一種区画漁業	ほたてがい養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	枝幸町	(1)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。 (2)区画漁業を営んでいる水面の周囲には、事故防止のためにレーダー反射板を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
利海区第1号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 利尻富士町鬼脇と利尻町仙法志の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 2(国土地理院三角点 仙法志～)から204度00分 184メートルの点 点1 基点第1号から157度15分 1,200メートルの点 点2 基点第1号から203度00分 1,800メートルの点 点3 基点第2号から176度30分 1,460メートルの点 点4 基点第2号から227度40分 1,310メートルの点 点5 基点第2号から258度00分 350メートルの点 点6 基点第2号から176度30分 420メートルの点 点7 基点第1号から203度00分 600メートルの点 点8 基点第1号から157度15分 300メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	利尻町仙法志	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
利海区第2号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	次の点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7、点8及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No. 13(国土地理院三角点 仙法志～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No. 22(国土地理院三角点 仙法志～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 3(北海道三角点 補6～) 基点第4号 利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から213度00分 1,230メートルの点 点2 基点第2号から208度30分 1,280メートルの点 点3 基点第2号から248度00分 1,660メートルの点 点4 基点第3号から235度30分 1,250メートルの点 点5 基点第4号から213度30分 1,200メートルの点 点6 基点第4号から213度30分 300メートルの点 点7 基点第3号から235度30分 300メートルの点 点8 基点第1号から213度00分 330メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	利尻町仙法志	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
利海区第3号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 利尻町仙法志と沓形の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 北海道三角点 補5 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No. 7(北海道三角点 補5～)から293度57分 112メートルの点 基点第4号 国土地理院三角点 沓形から251度55分 310メートルの点 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No. 5(国土地理院三角点 沓形～) 基点第6号 北海道水産林務部図根点 No. 10(国土地理院三角点 沓形～)から283度30分 50メートルの点 点1 基点第1号から213度30分 1,500メートルの点 点2 基点第2号から232度30分 1,620メートルの点 点3 基点第3号から246度45分 1,510メートルの点 点4 基点第4号から251度55分 1,510メートルの点 点5 基点第5号から264度50分 1,575メートルの点		第一種区画漁業	うに養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	利尻町沓形	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
利海区第4号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻町地先	次の基点第1号、点12、点13、点14、点15、点16、点17、点18及び基点第6号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 基点第2号から181度47分40秒 801メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.6(北海道水産林務部三角点 水T1～) 基点第3号 利尻新湊漁港南防波堤灯台(北緯45度12分14.77秒 東経141度08分14.27秒) 基点第4号 北海道水産林務部三角点 水T2から270度00分 370メートルの点 基点第5号 北海道水産林務部三角点 水T2から16度00分 1,180メートルの点 基点第6号 利尻町沓形と利尻富士町鯊泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から311度34分50秒 732.78メートルの点 点2 点1から101度24分57秒 142.97メートルの点 点3 点2から195度56分43秒 7.28メートルの点 点4 点3から101度07分46秒 60.78メートルの点 点5 点4から17度27分59秒 56.80メートルの点 点6 点5から288度42分43秒 64.08メートルの点 点7 点6から194度02分10秒 8.25メートルの点 点8 点7から289度17分24秒 211.90メートルの点 点9 点8から20度33分22秒 8.54メートルの点 点10 点9から284度50分45秒 91.08メートルの点 点11 点10から195度00分08秒 2.61メートルの点 点12 基点第2号から289度15分 1,620メートルの点 点13 基点第3号から268度00分 1,500メートルの点 点14 基点第4号から264度30分 1,510メートルの点 点15 基点第4号から289度20分 1,510メートルの点 点16 基点第5号から296度15分 1,515メートルの点 点17 基点第5号から322度30分 1,515メートルの点 点18 基点第6号から322度30分 1,500メートルの点	第一種区画漁業	うに養殖業、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	利尻町沓形	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
利富海区第1号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻富士町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3及び基点第2号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 利尻町沓形と利尻富士町鯊泊の境界線と最大高潮時海岸線との交点 基点第2号 国土地理院三角点 於頓泊から245度00分 1,070メートルの点 点1 基点第1号から322度30分 1,000メートルの点 点2 基点第1号から0度00分 2,100メートルの点 点3 基点第2号から330度00分 1,170メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	利尻富士町鯊泊	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
利富海区第2号	利尻漁業協同組合	利尻郡利尻富士町地先	次の基点第1号、点1、点2、点3、点4、点5、点6及び基点第4号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 石埼灯台(北緯 45度09分01.26秒 東経 141度19分43.10秒)から219度30分 2,533.71メートルの点 基点第2号 北海道三角点 I19 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.9(北海道三角点 I19～) 基点第4号 利尻富士町鬼脇と利尻町仙志志の境界と最大高潮時海岸線との交点 点1 基点第1号から130度00分 1,200メートルの点 点2 基点第2号から133度00分 1,240メートルの点 点3 基点第3号から122度00分 1,420メートルの点 点4 基点第3号から152度00分 1,260メートルの点 点5 基点第3号から200度00分 1,120メートルの点 点6 基点第4号から157度15分 1,000メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業、わかめ養殖業、ほたてがひ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	利尻富士町鬼脇	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
礼海区第1号	香深漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の基点第3号、点1、点2、点3、点4、点5、点6、点7及び基点第5号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 礼文町大字香深村と大字船泊村の境界線と最大高潮時東海岸線との交点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.3(北海道水産林務部三角点 水T11～) 基点第3号 北海道水産林務部図根点 No.8(北海道水産林務部三角点 水T11～) 基点第4号 北海道水産林務部図根点 No.4(北海道水産林務部三角点 水T12～) 基点第5号 北海道水産林務部図根点 No.12(北海道水産林務部三角点 水T12～) 点1 基点第2号から64度 30分 330メートルの点 点2 基点第1号から122度 00分 580メートルの点 点3 基点第1号から111度 00分 1,350メートルの点 点4 基点第2号から92度 00分 1,030メートルの点 点5 基点第3号から93度 00分 700メートルの点 点6 基点第4号から94度 00分 1,050メートルの点 点7 基点第5号から75度 00分 1,000メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字香深村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
礼海区第2号	香深漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T13 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.10(北海道水産林務部三角点 水T13～) 点1 基点第1号から90度 30分 1,050メートルの点 点2 基点第2号から119度00分 1,150メートルの点 点3 基点第2号から119度00分 450メートルの点 点4 基点第1号から58度30分 600メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字香深村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
礼海区第3号	香深漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.17(北海道水産林務部三角点 水T13～) 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.25(北海道水産林務部三角点 水T13～) 点1 基点第1号から107度00分 1,150メートルの点 点2 基点第2号から96度30分 1,120メートルの点 点3 基点第2号から96度30分 450メートルの点 点4 基点第1号から107度00分 500メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字香深村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
礼海区第4号	船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T5から325度30分 50メートルの点 点1 基点第1号から162度41分48秒 843メートルの点 点2 点1から53度35分00秒 680メートルの点 点3 点2から143度35分 00秒 1,270メートルの点 点4 点3から233度35分00秒 680メートルの点	第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
礼海区第5号	船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の基点第1号、基点第2号及び基点第3号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 基点第2号から90度00分 280メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T5から325度30分 50メートルの点 基点第3号 基点第2号から17度30分 1.650メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
礼海区第6号	船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の基点第1号と基点第2号を結んだ線、基点第3号、点1、点2及び基点第4号の各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部三角点 水T2から336度30分 190メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T1から111度00分 215メートルの点 基点第3号 北海道水産林務部三角点 水T1から62度30分 550メートルの点 基点第4号 船泊港北防波堤灯台(北緯 45度27分00.84秒 東経 141度01分57.80秒)から149度10分 720メートルの点 基点第5号 X=163052.82 Y=-95155.07 (座標系12系) 点1 基点第5号から247度00分 2.500メートルの点 点2 基点第4号から267度33分58秒 434.47メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。
礼海区第7号	船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 北海道水産林務部図根点 No.18(北海道水産林務部三角点 水T9～) 基点第2号 北海道水産林務部三角点 水T10から327度30 点1 基点第1号から79度00分 340メートルの点 点2 基点第2号から70度30分 230メートルの点 点3 基点第2号から70度30分 40メートルの点 点4 基点第1号から79度00分 130メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、昼間にあっては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあっては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
礼海区第8号	船泊漁業協同組合	礼文郡礼文町地先	次の点1、点2、点3、点4及び点1の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点第1号 国土地理院三角点 赤岩から46度30分 750メートルの点 基点第2号 北海道水産林務部図根点 No.4(国土地理院三角点 赤岩～) 点1 基点第1号から93度30分 420メートルの点 点2 基点第2号から86度00分 450メートルの点 点3 基点第2号から86度00分 160メートルの点 点4 基点第1号から93度30分 110メートルの点		第一種区画漁業	こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで	令和5年9月1日から令和10年8月31日まで	団体	礼文町大字船泊村	区画漁業を営んでいる水面の周囲には、屋間にあつては縦及び横の長さがそれぞれ80センチメートル以上の赤色の標識を、夜間にあつては電灯その他の照明による標識を水面1.5メートル以上の高さに設置しなければならない。